

令和3年 第1回

とちぎ広域消防事務組合議会（定例会）

会 議 録

令和3年2月22日 開会

令和3年2月22日 閉会

とちぎ広域消防事務組合議会



## 議事日程

第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3	議案第1号	令和2年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第4号）
	議案第6号	とかち広域消防事務組合職員給与条例の一部改正について
第4	議案第2号	令和3年度とかち広域消防事務組合一般会計予算
	議案第3号	とかち広域消防事務組合職員等の旅費に関する条例制定について
	議案第4号	とかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部改正について
	議案第5号	とかち広域消防事務組合消防本部の設置等に関する条例の一部改正について
	議案第7号	とかち広域消防事務組合火災予防条例の一部改正について

---

会議に付した事件 議事日程に同じ

---

## 出席議員（36名）

1番 山川 秀正. 2番 山本 忠淑. 3番 高瀬 博文. 4番 秋間 紘一.  
5番 杉山 幸昭. 6番 吉田 稔. 7番 湯浅 佳春. 8番 桜井 崇裕.  
9番 高橋 政悦. 10番 常通 直人. 11番 早苗 豊. 12番 中井 康雄.  
13番 高木 修一. 14番 安田 清之. 15番 浜頭 勝. 16番 堀田 成郎.  
17番 谷口 和弥. 18番 中橋 友子. 19番 寺林 俊幸. 20番 窪田 豊満.  
21番 丹羽 泰彦. 22番 藤田 博規. 23番 藤田 直美. 24番 高橋 利勝.  
25番 井脇 昌美. 27番 本田 学. 28番 田村 寛邦. 29番 菊地 ルツ.  
31番 清水 隆吉. 32番 今野 祐子. 33番 小椋 則幸. 34番 大和田三朗.  
35番 木幡 裕之. 36番 佐々木勇一. 37番 杉野 智美. 38番 有城 正憲.

---

## 欠席議員（2名）

26番 吉田 敏男. 30番 鈴木 仁志.

## 出席説明員

組合長 米沢 則寿.

副組合長 小野 信次. 小林 康雄. 竹中 貢. 浜田 正利. 阿部 一男.  
手島 旭. 森田 匡彦. 西山 猛. 酒森 正人. 村瀬 優.  
飯田 晴義. 安井 美裕. 宮口 孝. 高橋 正夫. 渡辺 俊一.  
野尻 秀隆. 水澤 一廣. 田中 敬二.

消防局長・事務局長 上田 勇治. 消防局次長・事務局次長 大石 健二.

消防局次長 広川 浩嗣. 消防局総務課長・事務局主幹 長谷川耕三.

消防局消防救助課長 宮野 裕範. 消防局救急企画課長 山本 秀雄.

消防局情報指令課長 新保 勝夫. 消防局予防課長 水木 慶一.

消防局総務課長補佐・事務局副主幹 山村 信也.

会計管理者 菊地 淳.

代表監査委員 川端 洋之.

監査委員事務局長 都鳥 真之. 監査委員事務局主幹 澤沼 克也.

---

## 出席事務局職員

事務局長 小池 晃一. 書記 森川 芳浩. 書記 澤口 智邦.

書記 西端 大輔. 書記 津田 真希. 書記 鈴木 秀平.

書記 高橋 均. 書記 蓑島 優貴.



これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長     ご異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。
- 

- 有城 正憲 議長     日程第3  
議案第1号、令和2年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算(第4号)ほか1件を一括して議題といたします。  
ただちに、提案理由の説明を求めます。  
米沢則寿組合長、登壇願います。
- 

- 米沢 則寿 組合長   議案第1号及び議案第6号の各案件について、一括してご説明いたします。  
はじめに、議案第1号、令和2年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算(第4号)のうち、歳出についてご説明いたします。  
第15款消防費は、電気使用量の増に伴う光熱水費及び機械器具の故障に伴う更新費用のほか、救急活動における新型コロナウイルス感染症対策に要する経費などを追加するものであります。  
第20款消防施設費は、患者搬送時の新型コロナウイルス感染症対策用資器材の購入に要する経費を追加するほか、施設整備に要する経費の精査などにより、予算を補正するものであります。  
第30款職員費は、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の創設に伴い、職員手当を追加するほか、人件費の精査などにより、予算を補正するものであります。  
次に、歳入についてご説明いたします。  
第5款分担金及び負担金は、本別町からの分担金を追加するものであります。  
第25款繰越金は、前年度繰越金を追加するものであります。  
第30款諸収入は、収入の見込みに合わせて雑入の予算を減額するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、感染防止衣整備費ほか1件について、年度内に支出が終わらない見込みのため、繰越明許費を設定するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、新たに清掃業務委託を設定するものであります。

次に、議案第6号、とかち広域消防事務組合職員給与条例の一部改正につきましては、職員の給与制度を統一するため、所要の整備を行うほか、国や北海道の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例を新たに定めるものであります。

なお、既存職員等に関する特例につきましては、令和3年4月1日に施行し、防疫等作業手当の特例につきましては、令和2年8月27日に遡って適用し、令和3年3月19日に施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

---

○ 有城 正憲 議長      これから、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 有城 正憲 議長      別になければ、質疑を終わります。  
これから、一括して討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 有城 正憲 議長      別になければ、討論を終わります。  
これから、議案第1号及び議案第6号の2件について、一括して採決を行います。  
おはかりいたします。  
議案第1号ほか1件については、いずれも原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 有城 正憲 議長      ご異議なしと認めますので、議案第1号ほか1件は、いずれも原案のとおり可決されました。

---

○ 有城 正憲 議長 日程第4

議案第2号、令和3年度とから広域消防事務組合一般会計予算ほか4件を一括して議題といたします。

ただちに、提案理由の説明を求めます。

米沢則寿組合長、登壇願います。

---

○ 米沢 則寿 組合長 議案第2号から議案第5号まで及び議案第7号の各案件について、一括してご説明いたします。

はじめに、議案第2号、令和3年度とから広域消防事務組合一般会計予算についてご説明いたします。

令和3年度の予算につきましては、住民の安全・安心を守るため、効果的・効率的な組合運営に資するよう編成を行ったところであります。

令和3年度の予算総額は、65億2,640万5,000円で、消防出張所整備事業に係る事業費の減などにより、前年度予算対比3億5,994万8,000円の減となるものであります。

次に、予算の主な内容について、歳出から順次ご説明いたします。

第5款議会費は、議会議員及び事務局に係る経費を計上いたしました。

第10款総務費は、一般管理に係る経費のほか、公平委員会及び監査委員に係る経費を計上いたしました。

第15款消防費は、消防局に係る経費、デジタル無線及び指令センターの運用管理に係る経費のほか、管内19消防署の常備消防に係る経費を計上いたしました。

第20款消防施設費は、各消防署の施設整備に係る経費を計上いたしました。

第25款公債費は、組合債の元利償還金などを計上いたしました。

第30款職員費は、職員給与費を計上いたしました。

第40款予備費は、不測の経費に対処するため、所要額を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

第5款分担金及び負担金は、構成市町村からの運営分担金を計上いたしました。

第10款使用料及び手数料は、危険物規制事務取扱手数料を計上いたしました。

第15款国庫支出金は、災害対応特殊救急自動車の購入に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金を計上いたしました。

第25款繰越金は、前年度繰越金を計上いたしました。

第30款諸収入は、預金利子や高速道路救急業務支弁金などを計上いたしました。

第35款組合債は、消防車両整備事業に係る組合債を計上いたしました。

次に、地方債につきましては、起債の目的及び限度額などを定めようとするものであります。

次に、議案第3号、とかち広域消防事務組合職員等の旅費に関する条例制定につきましては、職員等の旅費に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第4号、とかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部改正につきましては、職員等の旅費に関する条例の制定に伴い、議会議員等の費用弁償について、所要の整備をするほか、職員定数を変更するものであります。

次に、議案第5号、とかち広域消防事務組合消防本部の設置等に関する条例の一部改正につきましては、上士幌消防庁舎の新築移転に伴い、上士幌消防署の位置を変更するものであります。

次に、議案第7号、とかち広域消防事務組合火災予防条例の一部改正につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大するほか、火災予防上必要な措置を定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- 
- 有城 正憲 議長      これから、一括して質疑を行います。  
37番杉野智美議員。

- 
- 37番 杉野 智美 議員

広域化後6年目の予算についてご説明がございました。65億2,640万5,000円ということで、前年度対比3億5,994万8,000円の減であるということでございます。この内訳を見ますと、歳出では、全体の82.2パーセントを職員費が占めているとのことであります。日本最大の面積を管轄する広域消防として、職員の皆さんが住民の生命・身体・財産を守るという責務を全うするために消防体制の整備を進めて

いかなければならないと、広域化をスタートさせるにあたり、運営計画でも示されているわけです。

広域化後、策定をすとしておりました消防力の基準ですが、配置人員の基準に係る検討がどのように行われてきているのか、また、現在の職員定数と配置の状況はどうなっているのかについて、1問目にお伺いいたします。

もう1点ですが、職員の懲戒処分の関係についてお伺いをいたします。先日組合内でハラスメント事案が発生し、職員2名が停職処分となったとの報道がございました。また、人事行政の運営等の状況がホームページに記載されておりますが、懲戒処分の状況について、令和元年度は件数が7件、前年度対比で4件増加しているという残念な状況が報告されてございました。その内容と理由がどのようなものであるのか、この分析についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

---

○ 有城 正憲 議長      山村信也消防局総務課長補佐。

---

○ 山村 信也 消防局総務課長補佐・事務局副主幹

はじめに、現在の職員定数の関係でございますが、組合の職員定数は、とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例に規定されており、組合長の事務部局の職員が2名、消防局や各消防署に配置する消防職員が698名となっております。

次に、令和2年4月時点での職員配置状況ですけれども、組合長の事務部局の職員が2名、消防職員につきましては、再任用短時間勤務職員を含めまして696.5名となっております。

次に、消防力の基準における職員配置の関係でございますが、警防要員として、消防ポンプ車と大型水槽車のペア運用による消火活動や消防ポンプ車と救急車のP A連携による救急活動など、消防ポンプ車に5名の配置を基本とした効率的な部隊運用を図ります。また、予防要員を各消防署に1名以上配置するほか、人口や職員数などに応じた総務要員を配置することとし、消防局の職員を加えました735名を基準とするものでございます。

続きまして、懲戒処分の関係についてお答えさせていただきます。令和元年度の懲戒処分が前年度対比で増加した

理由につきましては、法令違反については0件と、前年度から1件減少しているものの、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為が7件と、前年度から5件増加していることによるものでございます。この非違行為の内訳としましては、一般服務、公務外の非行及び監督責任となっております。

以上でございます。

---

○ 有城 正憲 議長 37番杉野智美議員。

---

○ 37番 杉野 智美 議員

職員の充足の状況について伺っていきたくと思いますが、今回職員定数に係る条例改正が提案されております。現在の職員定数698人を701人に、3人増員されるとのことですが、現在の職員定数698人に対し、現有数が696.5人と定数を満たしていないわけなんです、なぜ増員されるのか、理由についてお伺いしておきたいと思っております。また、今回策定されます消防力の基準については、配置人員の基準数を735人とすることとでございます。この基準数735人と条例改正後の職員定数701人を比較しますと、34人足りていないわけですが、これは今後どのように充足していくのか、その考え方についてもお伺いしておきたいと思っております。

---

○ 有城 正憲 議長 宮野裕範消防局消防救助課長。

---

○ 宮野 裕範 消防局消防救助課長

職員定数の条例改正に係る増員の理由でございますけれども、消防職員の定数につきましては、消防局の配置職員以外は各消防署に配置する職員となつてございまして、各市町村や消防署から報告を受けた人数を合算し定数を定めているところでございます。自賄い方式の現状では、各消防署の職員の配置・採用につきましては、各市町村が決定することとなつてございまして、退職者の状況、当該年度における事業量、長期の消防学校派遣の有無、財政状況など、様々な状況から総合的に判断されているものと認識し

ているところでございます。今回の条例改正につきましては、次年度の職員採用予定について各消防署から報告を受けまして、配置職員数を増員する消防署があるなど、組合全体として定数を超える見込みとなりましたことから、配置予定の消防職員数701人に合わせて定数を改正するものがございます。

私からの説明は以上でございます。

---

○ 有城 正憲 議長      37番杉野智美議員。

---

○ 37番 杉野 智美 議員

消防職員の定数についての考え方と現状をお伺いしたわけですが、採用試験については消防局で一括して行われておりますし、階級などもこの間整理をしてくれているわけですが、ここからいざ採用となると、自賄い方式であることから、それぞれの市町村で決定し、その合算が701名となるため、今回条例を改正するというふうに理解をいたしました。職員定数が地域の実情に即して変更していく仕組みだということで理解をしたわけですが、消防力で見ますと、運営計画に示されている広域化前の十勝全体の人員充足率は67.3パーセントでございました。消防本部別に見ますと、低いところでは職員の充足率が45.3パーセントと非常に差がある状況から広域化がスタートしているわけですが、消防力における職員の配置というのは非常に重要だと考えておりますし、より適正な人員配置が求められることは運営計画にも示されております。人員が基準数に満たないままにいるということは、職員一人ひとりが過重な任務を負っていることになる、もしくは住民の命や財産を守る責務が薄れているかのどちらかだという指摘も議会の議論の中で行われてきたと思っております。階級や給与制度などの整備が少しずつ進められてきたわけですが、広域消防として十勝全体の消防力を高めるため、職員配置にも影響する自賄い方式の解消はきちんと目指していかなければいけないのではないかと考えるわけです。消防局として人員充足の計画をどのように立てていくのか、消防力の充実を推進するための考え方についてお伺いしておきたいと思っております。

○ 有城 正憲 議長 広川浩嗣消防局次長。

---

○ 広川 浩嗣 消防局次長

今回消防力の基準における配置人員について、国の消防力の整備指針に基づき、一旦735名と整理したところであり、また、条例改正により、職員定数が701名となった場合の十勝の人員充足率は95.4パーセントとなり、全国平均が78.3パーセントでありますので、上回る状況となります。充足率が100パーセントに届かない部分につきましては、消防団との連携により災害対応してきた地域の歴史などもあり、現時点では特段災害対応に支障が生じているとは捉えていない状況であります。今後につきましても、広域化のスケールメリットを活かしつつ、消防力の効果的な配置運用について、引き続き検討・協議をしていく考えであります。

以上でございます。

---

○ 有城 正憲 議長 ほかに。  
18番中橋友子議員。

---

○ 18番 中橋 友子 議員

私も同じく消防力の充実に関わりまして、お伺いをしたいと思います。前段の質疑の関連で1つお伺いしたいことがありますので、先にお話をさせていただきます。消防職員の充足率が、条例改正により職員定数が変わると90パーセントを超えるということでもありますけれども、そもそも運営計画の中では、1,000名を超える人員が基準数として設けられておりました。広域化による様々なメリットを活かして、職員定数を少なくしても大丈夫だという判断から、今回の条例改正を提案されているんだと思うんですけれども、運営計画との乖離が大きいだけに不安が残ります。広域化スタートの時点では、人員の充足率が50パーセントに満たないところもありましたけれども、今後広域消防で採用されている方達が、管内19市町村どこにでも異動できるようにすることで、充足をしていくという方針を持っているのでしょうか。地域によっては、なかなか充足でき

ないということも聞いておりますので、そういうことも解消されていくのかどうかお伺いしたいと思います。

次に、消防力に係る車両・庁舎・消防水利などについてお伺いをしたいと思います。ご説明をいただきました新しい消防力の基準の中で、新たな基準が示されております。はしご自動車につきましては2台、化学消防車につきましては6台、救助工作車につきましては4台ということですが、これも前段の質問と重複するところですが、運営計画と比較しますと、化学消防車であれば11台だったものが6台に、救助工作車は14台だったものが4台ということになります。こういった台数の乖離について、なぜそのような基準になったのかを2点目にお伺いいたします。

また、広域化消防施設・設備整備計画につきましては、昨年5月の臨時会の時に、今年度中に策定をされると承っております。実際に計画書としては完成されているのか伺いたいと思います。

さらに、広域化されまして6年目に入ります。懸案となっている自賄い方式の解消につきましては、なかなか解消の道が見えないまま今日まで来ております。新たな計画の中では、自賄い方式の解消について、どのように位置付けて進めていくのか、この点についても説明をいただきたいと思います。

---

○ 有城 正憲 議長 広川浩嗣消防局次長。

---

○ 広川 浩嗣 消防局次長

私の方から、広域化消防施設・設備整備計画の部分についてご説明いたします。運営計画では、車両の効率的な更新整備計画が必要であると記載しておりまして、計画策定に向けて協議・検討を進めてきた成果として、一旦このような形で報告させていただきました。当組合は全国一の管轄面積を有しておりまして、山間部・沿岸部・河川・自動車専用道路の有無・医療環境など、地域の実情も様々であります。計画等で明確に何年に何をと貼り付けるものではなく、構成市町村でその都度状況を見ながら総合的に判断していくものと考えており、今後の更新時期も目安として一旦整理したところでありまして、今後についても、様々な

ところから検討・協議をして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

---

○ 有城 正憲 議長 長谷川耕三消防局総務課長。

---

○ 長谷川耕三 消防局総務課長・事務局主幹

私の方から、職員の充足と異動についてお話をさせていただきたいと思っております。消防職員の定数につきましては、先程も答弁させていただきましたが、消防局配置職員以外は各消防署に配置する職員となっております。各市町村や消防署から報告を受けた人数を合算し、定数を定めております。そのほか採用等の話もございましたが、職員の採用につきましては、消防局で一括して採用試験を行っております。その後は配属になった消防署が所在する市町村の帰属という形で職員の配置をしております。組合内での異動のお話もされてございましたが、組合内での異動は市町村間で合意があった場合可能でございます。現在4署4名の職員が期限付きで消防署間での人事異動を行っております。最終的には帰属する市町村に所在する消防署に帰任することとなっております。自賄い方式である当面の間は、人事異動による定数管理は難しいと思っておりますが、今後自賄い方式の解消と併せて整理をさせていただきたいと思っております。

自賄い方式の解消の検討というお話でございますが、運営計画におきましては、必ずしも自賄い方式の解消に期限を設けておりません。人口減少や高齢化の影響などを見据え、将来的に解消に向かっていくことは19市町村間で確認されているところでございます。今般、自賄い方式を解消するための前提条件でございます給与制度の統一や消防力の基準といった課題につきましては、一定程度の整理が図られることとなりますので、次年度以降につきましても、自賄い方式の解消に向けた協議について、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

---

○ 有城 正憲 議長 18番中橋友子議員。

---

○ 18番 中橋 友子 議員

広域化消防施設・設備整備計画についてなんですけれども、細かい数字を出して貼り付けていくというようなことはされないというご答弁でありました。計画期間が令和3年度からの10年間と明記されているんですけれども、こういう長期間の計画は、やはり目標とする数字・方向性というのを明確に示していかないと、計画として十分なものとは言えないのではないのでしょうか。その年その年の基準に合わせて進めていきますということであれば、長期間の計画を立てることなく進めていけるんだと思うんですけれども、消防力が充足されてない状況の中でスタートした広域消防でありますから、資料はA3のペーパー1枚なんですけれども、もっと詳細に分析をして、10年間でどこまで到達させるのかというような明確な計画を私は期待していたんですけれども、そうではなかったわけで、その点のお考え、これでいいとのことでありましたけれども、十分ではないというふうに思うんですが、再度いかがでしょうか。

職員の関係なんですけれども、19市町村様々な条件の中で、職員の方達は消防職員として職務を全うするため、そして生命と安全を守るために勤められていると思います。ただ、地域差というものもありまして、人口の多い中心部と人口が少ない遠距離の地域とは、採用条件は同じであっても、そこに勤めていくということになっていけば、バランスをとっていくのが今後難しくなってくるのではないかと思います。1つの組織でありますから、一定の異動の基準なども設けながら、組合で採用し、指定した勤務地に赴任していただくというような将来的な計画を持ってきちんと充足をしていく、バランスをとっていくことも大事ではないかと思います。そのためには、自賄い方式というのがネックになってきますので、それも含めて解消に向けていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

---

○ 有城 正憲 議長 大石健二消防局次長。

---

○ 大石 健二 消防局次長・事務局次長

議員の方から自賄い方式の解消についてと、人事異動の考え方についてお話をいただいておりますけれども、まず、広域化以前に自賄い方式を継続するという協議の中で、

各市町村が責任をもって消防力を充実していくことを確認したうえで、自賄い方式で広域化をスタートさせていただいたという経緯がございます。組合内での異動も視野にどのようなお話もありましたけれども、市町村間の異動につきましても、給与や勤務条件などが統一されていないことがネックになってございますし、そういった部分は5年かけて協議をさせていただき、今回提案をさせていただいたところでございます。特殊勤務手当などもそれぞれの旧消防本部で違いがございましたし、そういった部分は今後3年間の経過措置を経て統一される内容で提案させていただいておりますので、自賄い方式の解消については、制度が統一された後に検討されていくものだと思っております。北海道内の他の消防事務組合も、ほとんどが自賄い方式であることも事実でございますし、私どもも自賄い方式であることが、住民にとって大きな影響があるのかと言いますと、それほどないというふうに思っておりますので、将来的な人口減少や地域の状況・事情をしっかりと見極めながら、自賄い方式の解消にあたっては、課題をしっかりと洗い出しさせていただきながら、検討を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

---

○ 有城 正憲 議長      18番中橋友子議員。

---

○ 18番 中橋 友子 議員

今ご答弁がありましたけれども、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。現在4名の方が組合内で異動され、勤務されているんだろうと思うんですけども、将来的な人口問題なども含めて考えた場合には、異動の必要性が生じてくるだろうと思います。ご答弁にもありましたように、5年かかってようやく階級・給与等の統一が図られたわけですから、1つのステップを踏み越えたというふうに思います。次に向けて、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

最後でありますけれども、広域化消防施設・設備整備計画に戻りますが、細かい数字のお示しはありませんでした。整備を進めていくうえで、車両の台数だけではなく、導入からかなり年数の経った車両が多いことも、これまでの議

会の中で議論されてきました。今回の計画の中で、例えば消防自動車であれば、導入後20年から25年を更新目安にするとされておりますけれども、経過年数20年以上の車両の割合は、令和2年4月1日時点で23.7パーセント、約4分の1が該当すると思います。消防水利につきましては、運営計画では、十勝全体の充足率は74.6パーセントとなっております。署所につきましても、建築後40年を超えるところが10箇所あります。こういった状況を令和3年度の予算の中では、どこまで更新していくのか、充足することができるのか、最後にお伺いして終わりたいと思います。

---

○ 有城 正憲 議長 宮野裕範消防局消防救助課長。

---

○ 宮野 裕範 消防局消防救助課長

消防力につきましては、国の整備指針に基づきまして、先程ご説明しましたように、地域の実情を考慮した十勝の消防力の基準、また、更新目安を基本としました整備計画を策定したところでございます。現時点におきましては、自賄い方式の状況ということもございまして、広域前から引き続き、構成市町村・各消防署でこれまで進めてきました更新予定に基づき整備等も進めているという状況でございますことから、来年度の予算に関しましても、これまでの構成市町村・各消防署の更新予定等に基づきまして予算編成を進めている状況でございます。

説明は以上でございます。

---

○ 有城 正憲 議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 有城 正憲 議長 ほかになければ、質疑を終わります。  
これから、一括して討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 有城 正憲 議長 別になければ、討論を終わります。

これから、議案第2号から議案第5号まで及び議案第7号の5件について、一括して採決を行います。

おはかりいたします。

議案第2号ほか4件については、いずれも原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 有城 正憲 議長      ご異議なしと認めますので、議案第2号ほか4件は、いずれも原案のとおり可決されました。
- 

- 有城 正憲 議長      以上で本日の日程は全部終わりました。  
これをもちまして、令和3年第1回とかち広域消防事務組合議会定例会を閉会いたします。

————— 午後3時13分閉会 —————



本会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 有城 正憲

議 員 杉野 智美

議 員 山川 秀正